

○横浜市庁舎管理規則

昭和36年2月15日

規則第4号

平成30年12月25日規則第71号

注 平成6年11月から改正経過を注記した。

横浜市庁舎管理規則をここに公布する。

横浜市庁舎管理規則

(目的)

第1条 この規則は、庁舎の管理について必要な事項を定めるとともに、市庁舎低層部について地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）の基準等を定めることにより、庁舎の保全及び秩序の維持並びに活用を図り、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 市において市の事務事業の用に供する建物（設備を含む。）、その敷地及びこれらに属する工作物（借り受けるものを含み、直接公共の用に供するものを除く。）で市長の管理に属するものをいう。
- (2) 市庁舎 庁舎のうち中区本町6丁目50番地の10に所在するものをいう。
- (3) 市庁舎低層部 市庁舎のうち次に掲げるものをいう。

ア 建物の地下2階から地上3階までの部分

イ 敷地

ウ ア及びイに属する工作物

(行為の禁止)

第11条 庁舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威またはけん騒にわたる行為をすること。

- (2) 著しく粗野若しくは乱暴な行為又は嫌悪の念を抱かせるような行為をすること。
- (3) 庁舎を傷つけ、もしくは汚し、またはみだりに原状を変更すること。
- (4) 爆発または引火のおそれのある物件の付近で火気を取り扱うこと。
- (5) 通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 危険のおそれのある行為をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 職員に面会を強要すること。
- (9) 前各号のほか、庁舎の保全若しくは秩序の維持に支障を来たし、又は公務の円滑な執行を妨げる行為をすること。

(行為の制限)

第12条 庁舎において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理者の許可を受けなければならない。ただし、市長が別に指定した行為については、この限りでない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為またはその他営業行為をすること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両その他これに類するものを乗り入れ、又は止め置くこと。
- (3) ポスター、看板、旗、けんすい幕その他これらに類するものを掲示する等の方法により、公衆の目にふれる状態に置くこと。
- (4) テントその他の施設を設置すること。
- (5) 市の機関以外の者が主催して集会を開催し、または集団で庁舎に入ること。
- (6) 庁舎の一部を独占的に占有または利用すること。
- (7) 爆発物その他危険物を庁舎に搬入すること。
- (8) 撮影、録音その他これらに類する行為をすること。
- (9) 前各号のほか、市長が庁舎の管理上特に必要があると認めてあらかじめ公示して制限する行為

2 庁舎管理者は、前項の許可に庁舎管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、庁舎管理者の許可を受けなければならない。ただし、庁舎管理者においてその必要がないと認める場合は、この限りでない。

4 第1項及び前項の許可を受けた者に対しては、許可証を交付するものとし、検印を必

要とするものについては、検印を押すものとする。

- 5 許可を受けた者またはその使用人等は、庁舎においては、許可証または庁舎管理者の指示するその身分を明らかにするものを所持しなければならない。
- 6 庁舎の使用許可を受けた者が、当該使用許可に基づいて第1項各号に掲げる行為をする場合は、当該行為をする旨を市長が当該使用許可書に明記しているときに限り、同項本文の許可を得ることを要しない。

(市庁舎低層部の使用許可の基準等)

第22条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、市庁舎低層部の使用許可をすることができる。

(1) 次の市庁舎低層部の活用基本方針に適合する場合

- ア みなとみらい21地区、関内地区等の結節点に位置する立地の特性を生かし、新たにぎわいの創出及び都心臨海部全体の活性化に資すること。
- イ 横浜の歴史、文化等の特色を大切にし、横浜らしさの発信を促進すること。
- ウ 市と市民又は企業その他の団体との協働及び共創の場とし、豊かな市民力の発揮又は地域経済の活性化に資すること。
- エ 職員及び来庁者の利便等に資すること。

(2) 横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号。以下「公有財産規則」という。）第22条各号のいずれかに該当する場合

2 市庁舎低層部（市長が別に指定する部分に限る。以下同じ。）の目的外使用に係る使用料（以下「使用料」という。）の額は、行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第7号。以下「使用料条例」という。）第2条第1項に定める範囲内において、おおむね3年に1回市長が定めるものとする。

3 市庁舎低層部の使用料の減免に関し、使用料条例第4条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 物品の販売その他の営業行為を伴わない行事の用に供する場合
- (2) 本市が主催し、又は共催する行事の用に供する場合
- (3) 市庁舎低層部を使用する時間（以下「使用時間」という。）が1日につき6時間以下の場合
- (4) 公有財産規則第28条第1項各号に掲げる場合

4 市庁舎低層部の使用料の減免額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄

に掲げる割合を当該使用料の額に乗じて得た額とする。

- 5 市庁舎低層部の使用許可に係る公有財産規則第33条第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第28条第1項各号」とあるのは、「横浜市庁舎管理規則（昭和36年2月横浜市規則第4号）第22条第3項各号」とする。

（委任）

第23条 この規則に定めるもののほか、エレベーターの使用その他庁舎の管理について必要な事項は、庁舎管理者が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定により許可または承認を受けるべき事項で、この規則施行の際、すでにその使用または行為が認められているものについては、この規則施行の日から1月に限りこの規則の相当規定により許可または承認されたものとみなす。

附 則（平成30年12月規則第71号）

この規則は、市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年9月横浜市条例第55号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中横浜市庁舎管理規則第5条第1項の改正規定、同規則第12条に1項を加える改正規定及び同規則別表注意の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表第2（第22条第4項） （平30規則71・追加）

区分	割合
1 <u>次のいずれかに該当する場合（他の項に該当する場合を除く。）</u> <u>(1) 第22条第3項第1号に該当する場合</u> <u>(2) 使用時間が1日につき3時間を超え6時間以下の場合</u>	<u>100分の50</u>
2 <u>次のいずれかに該当する場合（3の項から5の項までに該当する場合を除く。）</u> <u>(1) 第22条第3項第1号に該当し、かつ、使用時間が1日につき3</u>	<u>100分の75</u>

<p>時</p> <p>間を超え6時間以下の場合</p> <p>(2) 使用時間が1日につき3時間以下の場合</p>	
<p>3 第22条第3項第1号に該当し、かつ、使用時間が1日につき3時間以下の場合（4の項又は5の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>100分の87.5</p>
<p>4 第22条第3項第2号に該当する場合（5の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>100分の100</p>
<p>5 次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 第22条第3項第4号に該当する場合</p> <p>(2) 使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体</p> <p>で</p> <p>ある場合</p>	<p>申請の都度市長が定める割合</p>